

虐待の防止のための指針

障害者支援施設 初山別学園

障害者支援施設 風連別学園

地域生活支援事業 初 風

社会福祉法人 新生会

1. 本指針作成の要旨

当事業所、障害者支援施設「初山別学園」、障害者支援施設「風連別学園」及び地域生活支援事業「初風」における虐待の防止のため、本指針を定める。

2. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や、利用者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待防止委員会の設置

当事業所では、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。

虐待防止委員会は、下記の委員で構成する。

委員長：施設長 川畠 豊

初山別学園・初風

委 員：平尾 昭博 高橋 裕一 三浦 敦 立田 里子 八代 香苗 土門 良介 第三者委員
風連別学園

委 員：山本 強 矢野 明 小笠原 雅一

虐待委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

イ 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会では、虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知をはじめ、虐待防止のための研修のプログラム作成等を行うほか、虐待が発生した場合の対応や虐待の原因分析と再発防止策の検討を行う。

ウ 虐待防止担当者の設置

事業所では、虐待防止の措置を確実に実施する為の担当者を置く。

虐待防止の為の担当者：初山別学園 支援課長 平尾 昭博

風連別学園 支援課長 小笠原 雅一

初 風 生活支援員 高橋 裕一

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待の防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待の防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。本研修に関する研修プログラムについては、虐待防止委員会が作成するものとする。

5. 事業所内で虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

虐待通報窓口	初山別村役場住民課社会福祉係 TEL0164-67-2211
--------	-----------------------------------

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

①入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、3ウで定められた虐待防止担当者とする。

②事業者内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

③事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受けた内容を管理者に報告する。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

③対応の結果は相談者にも報告する。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10. その他虐待の防止のために必要な基本方針

権利擁護及び障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

この指針は、令和5年7月5日から施行し、従来までの指針を廃止する。